

県立都市公園の整備・管理運営基本計画改定業務公募型プロポーザルに係る質問の回答

質問番号	資料記載箇所	質問	回答
1	提出書類キ 業務実績	・A4 片面 2 枚に企業の実績をまとめたうえで、実績を証明する書類を別途添付するという認識で宜しいでしょうか。	・お見込みのとおりです。
		・記載する業務実績の件数に制限はありますか。	・企業の実績件数に制限はございません。なお、実績評価では 5 件までは件数に応じて加点評価し、5 件以上は一律の加点となります。
2	応募資格、実績評価	・募集要項 p.1 「2 応募資格」では、「(4)単体の法人が、過去 <u>15 年以内</u> に国・地方公共団体の都市公園に係るマスタープラン等の基本的な計画の策定・改定の元請として実績を有する者であること。」と記載がありますが、配布書類のその他の箇所では「過去 <u>10 年以内</u> の実績を評価する」と記載されています。 ⇒こちらについては、過去 10 年以内の業務実績が評価されるという認識で宜しいでしょうか。	・お見込みのとおりです。
3	様式	・管理技術者および企業の実績を証明する書類として、仕様書の提出は必要でしょうか。	・業務実績を証明するテクリス登録内容確認書や契約書等で実績が確認できない場合は、補足資料として、仕様書等の提出をお願いします。
4	募集要項 P1 2 応募資格(4)	・法人の実績ですが、過去 15 年以内の認識でよろしいでしょうか。「募集要項」には「過去 15 年以内」と記載がありますが、「業務実績 A4 判」には「業務実績は過去 10 年以内とする」と記載がございます。	・応募資格としては過去 15 年以内の実績が必要となります。評価は 10 年以内の実績について加点対象とします。
5	募集要項 P4 7 審査 【審査時の留意点】	・「応募図書以外の資料を用いての説明は不可」とございますが、提案書を PPT にしたプレゼン資料の使用も不可でしょうか。	・提案書を PPT にしたプレゼン資料の使用は不可となります。
		・また、審査時はプロジェクター等を用いた発表は可能でしょうか。	・審査時は提出いただいた提案書をプロジェクターで投影する予定です。
6	改定スケジュール案	・委員会の日程については概ね決定との認識でよろしいでしょうか。(1 月、7 月、10 月、3 月)	・委員会の日程については、あくまで予定です。 ・初回は 2 月を予定しています。
7	企画提案書	・A4 用紙片面 3 枚以内とのことですが、余白、フォントサイズ、行間など体裁の指定はございますか。	・体裁の指定はございませんが、審査時は提案書をプロジェクター投影及び紙資料での配布をしますので、見やすい

			体裁でお願いします。
8	特記仕様書 P1 2. 委託概要 (3) 委託期間	・改定スケジュール案を拝見し、委託期間は令和 8 年 3 月 25 日の認識でよろしいでしょうか。	・委託期間は R7 年度末までを予定していますが、予算の関係上、当初契約は R6 年度末となります。
		・また、「2 ヶ年にわたる業務のため、期間延伸予定」とのことですが、R8 年 3 月 25 日以降にも期間が延びる可能性はございますか。	・現在のところ、R7 年度末を超える予定はありません。
9	特記仕様書 P1 4. 業務内容 4-2. 現状把握	・対象となる都市公園は「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画」P6 に記載のある 15 公園が対象の認識でよろしいでしょうか。	・お見込みのとおりです。
10	特記仕様書 P1 4. 業務内容 4-2. 現状把握	・「アンケート調査」の対象は公園利用者の想定でしょうか。	・公園利用者を想定していますが、他に必要と考えられる対象があれば、ご提案をお願いいたします。
11	特記仕様書 P1 4. 業務内容 4-2. 現状把握	・「各公園の取組状況・利用実態の把握」に際して提供いただけるデータはどのようなものがございますか。	・各公園の年度報告、自己評価報告書等を想定しています。
12	特記仕様書 P2 4. 業務内容 4-4. 改定案の作成	・「官民連携の強化」について、指定管理者制度以外に具体的に想定されている内容はございますか。	・P-PFI やコンセッション方式等、指定管理者制度以外も検討範囲となります
13	特記仕様書 P2 4. 業務内容 4-5. 計画策定委員会の運営支援 (想定 4 回)	・「計画策定委員会」の委員や人数が決まっていればご教示いただけますでしょうか。	・5 人の学識者等による委員会を予定しています。
14	特記仕様書 P3 7. 管理技術者 9. 担当技術者	・「都市公園に係るマスタープラン等の基本的な計画」とは「公園の管理運営方針」や「公園の施設整備計画」も該当いたしますでしょうか。	・国や地方公共団体全体における公園の「管理運営方針」や「公園の施設整備計画」の業務は該当します。 ・単独の公園における「施設整備計画」や「管理運営方針」の業務は該当しません。
15	整備・管理運営 基本計画	・「計画期間」は 2025 年度までの 10 か年、ただし概ね 5 年で見直しとございますが、2020 年頃の見直しはありましたでしょうか。	・令和 3 年度に策定したリノベーション計画の中で現行計画に記載の目標の中間検証を行っており、計画自体の見直しは行っていません。
		・また、2020 年頃（見直し時期）の各目標値に対する数値のデータはございますか。	・令和 3 年度に策定したリノベーション計画の中で現行計画に記載の目標の中間検証を行っており、公募 HP にリンクを掲載しているリノベーション計画（本編）の中に、数値データを記載しています。（どの公園のリノベーション計画でも同じ内容が確認できます）